ニ　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センターを除く。）の修繕に関する事業
ホ　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設（医療保護施設を除く。）の整備に関する事業
ヘ　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号に規定する授産施設の整備に関する事業
ト　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する水道施設の整備に関する事業その他の同条第一項に規定する水道の整備に関する事業のうち、都道府県等が実施するもの
チ　地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第二項に規定する公的介護施設等の整備に関する事業のうち、指定都市が実施するもの
リ　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設及び同条第十二項に規定する障害者支援施設の修繕に関する事業
ヌ　内視鏡を用いた手術の研修及び訓練の実施に必要な施設の整備に関する事業

第五号中「次に掲げる事業」の下に「又は事務」を加え、同号ホ中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同号ト中「からへまでに掲げるもの」を「からヲまでに掲げるもの」に、「からへまでに掲げる事業」を「からホまで及びルに掲げる事業」に改め、同号中トをワとし、へをルとし、ルの次に次のように加える。

ヲ　漁村地域における防災に資する施設の整備に関する事業のうち、都道府県が実施するもの（ロに掲げる事業に該当するものを除く。）

第五号ホの次に次のように加える。

ヘ　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定する中央卸売市場及び同条第四項に規定する地方卸売市場の施設の改良、造成又は取得
ト　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第六条第一項に規定する活性化計画に基づく事業等のうち、同条第二項の規定による交付金の交付の対象となるもの
チ　木材を利用した公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定する公共建築物をいう。）、同法第十九条に規定する木質バイオマスを利用するための施設及び設備、国民の森林及び林業に対する理解を深めるための施設並びに林産物の生産、加工及び流通のための施設の整備に関する事業
リ　果樹、茶樹又は桑樹の改植（果樹、茶樹又は桑樹を除去した後、苗木を植栽することをいう。）に関する事業
ヌ　農畜産物（蚕糸を含む。）の安定供給の確保のための共同利用施設の再編整備に関する事業

第六号中「都道府県」を「都道府県等」に改める。

第七号ロ中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同号ハ中「都道府県が」を「都道府県等が」に改め、同号ニ中「のうち、都道府県が実施するもの」を削り、同号ホ中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同号ト中「第二条第四号」を「第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号」に、「都道府県」を「都道府県等」に改め、同号チ及びヌ中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同号レ中「からタまで」を「からレまで」に改め、同号レを同号ソとし、同号タ中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同号中タをレとし、ワからヨまでをカからタまでとし、ヲの次に次のように加える。

ヨ　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十七条第一項に規定する都市再生整備計画に基づく事業等（指定都市が作成する同法第四十六条第一項に規定による交付金の交付の対象となるもの

第八号を次のように改める。

八　次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が環境大臣と協議して定めるもの
イ　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第三号に規定する国定公園における同条第七号に規定する生態系維持回復事業及び同法第九条第二項に規定する国定公園事業
ロ　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十五条第一項に規定する引取りに係る収容施設の新設、改築及び改修に関する事業のうち、都道府県等が実施するもの
ハ　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽の整備に関する事業のうち、指定都市が実施するもの
ニ　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区における自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）の整備に関する事業
ホ　生物の多様性（生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）第二条第一項に規定する生物の多様性をいう。）の保全上重要と認められる地域における生態系の保全又は再生のための施設の整備その他の自然環境の整備に関する事業のうち、都道府県が実施するもの
ヘ　自然環境の健全な利用のための長距離の歩道の整備に関する事業

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百十九号

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第四項及び第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（参事官及び審査管理官）」に改め、同条第一項中「審査局に、」を「官房に参事官一人を、審査局に」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　参事官は、命を受けて、事務総局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

附則第三条を削り、附則第二条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

第二条　第六条第一項の参事官は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（参事官の設置期間の特例）